

《部会長挨拶》

《議事》

- 景観形成のルールが必要な事項について
- 建築物、工作物、広告物などの基本的なルール素案について

《質疑等》

建築物のルールについて

部会長：項目ごとにおおまかなルールづくり・要素についてコンサルからご提案を頂きました。

まず、資料2ページでは建築物のルールということで、外壁の指針を提案頂いております。資料のうち、「風格ある落ち着いた街並みの形成のため建物の色彩に配慮する」などは、問題無さそうです。色については、潤いのあるまちづくり条例で「原色等を使用せず、茶系統で落ち着きあるものとする」とされています。ここでは、駅周辺においてはもう少し細かい、川崎市の事例のような色の範囲を決めるなどのレベルまで上げていって良いかどうか、地権者の皆様にとって良いかどうか。これから建物を建てる上で、条例の「茶系統」に留めるのか、もう少し細かく色を指定するのか、このあたりを議論できればと思います。

それから、中高層についてですが「デザインを切り替え圧迫感を軽減させる」とありますが、具体的にはどの様な意味でしょうか。

事務局：これは、色彩にも関係してきますが、低層部分を重みのあるデザインや色彩にし、中高層部分をやわらかい淡いデザイン・色彩にするという意味です。

部会長：屋外階段については、建物と一体化したデザインとするという意味で書かれているものと思われます。

まず、外壁の色について御議論頂きたいと思います。

委員：川崎の色彩例で当てはめると、十六銀行は範囲外になってしまうが。

事務局：資料に載せました例は川崎市の基準ということで、今回のルールづくりにそのまま該当するものではありません。事例として載せさせて頂いておりますが、高山のルールでは「茶系統」などという言葉による色彩基準が良いか、あるいは川崎市の事例のような色彩をマンセルによって数値化し色彩の範囲を指定するものが良いか、議論の材料になればと思い、紹介させて頂きました。

委員：言葉だけの基準では言い逃れになってしまうおそれがある。言葉だけの基準だと曖昧になるので基準として良くない。川崎市の例は少し色彩の範囲が狭いと思うので、高山では色彩の範囲をもう少し大きくしたイメージが良いと思う。

部会長：言葉の基準だと許可する方も判断に困ることもあると思う。川崎市の例を高山に当てはめた場合、マンセルの表示色の全てと思われる。

委員：もう少し広い範囲になると思います。十六銀行ではこのマンセルには入らないと思います。

事務局：十六銀行の向かいに住んでいますが、色について違和感を感じないです。金融機関ですので、ある程度の明るいイメージも必要でしょうし、業種によっては明るい色彩も必要に思

います。

部会長：色彩はマンセルで範囲を示した方が良いでしょう。あるいは言葉で基準をつくったほうが良いでしょうか。いかがですか。

委員：お薦めの色見本があると良い。白もいろいろあり、茶系でも共通の認識が違うので難しい。言葉の他に見て議論できる目安が有った方が良くと思う。

部会長：お薦めの範囲としてのルールで良いということでしょうか。

委員：強制的に駄目だというものよりは、こういうのが良いと思いませんかという様な、やわらかいルールづくりが望ましいと思う。

委員：建物の業種については、駅前にはファミリーマートがありますが、全国展開の企業のため、ルールをつくっても、企業のイメージがあるということで、ガイドラインの効力が無いこともありえます。

部会長：ただ、全国展開している企業もお願いをすれば変えていただけることもある。先日、事務局にはお見せしたのですが、東京のニューオータニホテルの中に a m・p m というコンビニがあるが、看板文字もシルバーで表記されているだけでシンプルなものがあります。また、川崎市の事例のように業種によって色の範囲を変えるということもあるかと思えます。

事務局：今後、この色彩の範囲について対象をどこにするかということについて、もう少し整理する必要があるかもしれません。基本的に今意識しているのは、建物そのものの基調となる壁の色です。今、お話になったところは看板とかサインで決まった色です。基本的には単体としての壁の色を市としてはどう扱うか。建物を構成する範囲は多くあり、いろいろな部分でいろいろな色が出てきます。今、ご指摘があったところは後ほどの広告物のところで対応ができると思います。

部会長：今、考えている景観ルールガイドラインは、駅西、駅東共通、全エリア内で良いでしょうか。今回の景観ガイドラインについては、駅周辺地区の統一ルールということでもよろしいでしょうか。低層部と中層部のデザインを切り替えるということは、ほとんど色の話と捉えていいでしょうか。

事務局：低層部は重厚感のあるもの、上層部は明るい色とか、現にいくつか見受けられるので、その方がよいのではないかなということで、提案させて頂きました。

部会長：屋外階段については、構造上の話になると思いますが、建物と建築物と一体化したデザインにするということを守っていただければ、よいのではないかというご提案ですね。一体化ということは、市の方で指導するとき、どのようなイメージがよいのですか。

委員：馴染んでいるとかそういうことではないですか。避難関係上やむ得なく付ける場合が多いでしょうから、あまり締め付けるような言い方をするのも変な気がします。

事務局：実例はあまりないかもしれませんが。屋外階段という名にこだわらないといけないかどうか、再検討してみます。もう一度事務局で協議します。

部会長：屋外階段も建物と色彩をあわせるとか、目立たせない程度という、そのような表現の方が地権者の方も守りやすいのではないかという気はします。外壁についてはどうでしょうか。

委員：低層部と中層部のデザインの切り替えは、下が重い感じのときは色合いを淡くするとかということはあると思いますが、このままでいくと、必ず、変えなければいけないような感じになります。その辺りの言い回しを考えていただければと思います。

部会長：今のご意見を取り入れて直していただくことと、色彩に関してはお薦め範囲を出して頂い

て、業種別などの意見も取り入れられるようでしたら、それも踏まえて次回にご提案をいただければと思います。

開口部については、高山らしさを出すために、格子をなるべく取り入れたらどうかという提案になっています。色に関しても、アルミサッシの場合も茶系統にするなどありますが、バルコニー、シャッターなど、開口部の提案について、高山らしいワンポイントを共通として取り入れたらどうかということで、今回は開口部が格子のモチーフになっています。このようなイメージはルールとして守れそうですか。開口部の一部でもいいのでしょうか。

事務局：建物の角とか、部分的な使用でもよいものとして提案しています。

委員：格子は低層部に付けても上には要らないとかがある。

部会長：十六銀行のイメージは良いと思います。事例でいうと資料の p3 右下の住宅、2階が格子の雰囲気を使っている出窓になっています。単に出窓にするとあまり良くないが、格子風にすると良いというイメージである。どこにワンポイントを置くかということは非常に難しい。

事務局：十六銀行は全体としてそういうことを取り入れたデザインの例です。2つめの例は、建物の機能性から上が住居やオフィスで、開口部の使い方が制限される建物の場合、歩く人の視線に沿って、低層部はそうなっている。低層部がそのようになっていけば、通りを歩く人にとってはよいのではないかと思います。

部会長：低層部というのは1階でよいのか。人間の視線でいくと2階までいくのか。

事務局：2階までいけばより望ましいが、個々の全体のデザインによっても違ってきます。3階ぐらいの建物は低層建築と言えないこともありません。

委員：十六銀行は外壁については高山らしさを非常に意識されて、外壁のための特別枠の予算をつくられたらしいです。お金はかかっているわけです。

事務局：現在の材料を使いながら、非常に和を感じさせる優れたデザインだと思います。駐車場の鉄骨も非常に良く考えられています。

部会長：上の方まで格子のデザインをどこかで取り入れるというのはよいと思いますが、低層部に格子のワンポイントを入れるということは、これからいろいろ建物を建てていかれる段階で守れる範囲としてよいでしょうか。

委員：強制力としてやるとなると非常に難しい気がします。近代的なビルにただ格子を付けましたということが高山らしさと言えるかどうかという問題もあるでしょうし、予算的な問題もあると思います。強制力である程度やってよいのかどうか、厳しい感じもします。

部会長：確かに十六銀行は特別予算枠をつくられた。

委員：建物によっては陳腐なデザインになる可能性もあると思います。伝統的な窓・格子などのデザインを積極的に取り入れ、駅周辺の美しい街並みをつくりましょうというような表現であれば、強制ではなくてよいと思う。

部会長：なるべく取り入れていただく人は取り入れて下さいというレベルで押さえておくことですね。

委員：看板については強制力を強めてもよいと思う。

委員：格子のデザインはプラスに評価しますよ、という感じでしょうか。

部会長：アルミサッシについて、どちらかというと銀色より茶系、ブラウン系を使っていたかと統一感がありよいというイメージがある。どうしてもシルバーの方が安いので、なるべく茶

システムを使用していただく方が望ましいという、柔らかい方向でのルールで留めておいた方がよいという感じでしょうか。シャッターは、シースルーのシャッターの補助対象地区になっているのですか。問題になるのは、シャッターをシースルー化するとき、補助が出るのか出ないのか、どうしてもでてくる。規制力をつけるのであればそういうことも少し欲しいという話ですが、シャッターに関してはもしかしたら該当する部分もあるとは思いますが、商工の方の補助事業対象になる可能性もあります。シースルーシャッターの使用とは、建物の中の明かりが漏れてくるようにというイメージですか。

事務局：夜の街の中で、小さなウインドウからでも明かりが漏れてくるということは、非常に道に対して良い雰囲気を作り出しますので、なるべくそうしていただくとよいと思います。

部会長：開口部につきましては、勧めるルールという、少し柔らかいところで留めておくということでもよろしいでしょうか。

委員：補助を制度化していただければ、やろうかという気にもなるので、補助的なことも考えていただければよいと思います。

部会長：シャッターについては商工に後ほど聞いて下さい。開口部については少し柔らかい方向での指導のルール作りをしていただきたいという形だと思います。

広告物のルールについては、皆さんどうにかしないといけないという気があったと思います。共通指針については、おおまかな指針ですのでイメージは沸くと思います。広告種類別の指針の中で、大きさ、面積などがありますので、資料をお願いします。

市内等でみられる広告物などの現状

討議（広告物、工作物のルールについて）

部会長：広告物が6種類に分かれています。屋上広告は原則として設置しない。建物のデザインのビル名称と一体化したビル名称サインはこの限りではない、とルール上はなっています。屋上広告は、事業と重なる点がありますが、景観的にやはり今回は駅周辺では設置しない方向でのルール作りを提案していただいたわけですが、屋上広告を規制している自治体は増えてきているのですか。

事務局：名古屋市、札幌市などがあります。

委員：屋上広告については、高山市の景観二種の区域ということで、極力という表現になっていますが、やはり、駅周辺は市役所の6階や西側のパークボールから見ますと、非常に屋上広告は目立ちます。最上部の屋上広告は設置していただきたくないとお願いしたいと思います。

部会長：確かにきれいなものではないような気がします。

委員：きれいなものではないと思いますが、その地権者にすると、経済的な価値が生まれるので、それを禁止するとなると、場合によっては抵抗があるかもしれない。

委員：4階のビルでしたら、壁面広告までとめてもらい、屋上の広告についてはやめる、などで取り組んでいただければと思います。

部会長：このルール作りをしてもなかにはどうしても黄色いビルを建てたい、赤いビルを建てたいという人が出てくるかもしれないですが、それを規制するという方向で、色はこういう色がよいですよとか、屋上広告も原則として禁止したいという形で、一度提案しておくことは手ではないかとは思いますが。壁面広告についても取り付けは壁面の20分の1以下にするということです。20分の1という数字はどこからくる数値ですか。

事務局：条例に壁面面積の10分の3以内という規定がありまして、このガイドラインでは、それよりもさらに規制を強めるものとしての提案です。

部会長：イメージとしてはp4の左側下の写真が良いということですね。

20分の1と言われたときにあまりピンときません。

事務局：次回の部会では、たとえば、建物の立面に10分の1、20分の1をの面積がわかる模式図をつくって提案したいと思います。

部会長：数値を入れるか入れないかという問題もある。委員のみなさんもわかりづらいのかしれない。壁面広告は商業系デザインが多く、複合住宅は大きい看板は要らないと思うが、イメージが沸くものを作っていただいてからにします。壁面広告の色などを決めておいた方がよいですか。具体的な表現ができないか。建物デザインと一体感を持たせるということは、どのようなものが一体感になるかという文章表現をもう少しわかりやすくする。それから、潤いのあるまちづくり条例では、第二種景観区域の屋外広告物のイ) 広告物の地色には原色等を使用しない、ウ) 文字は3色以内、とあるが、駅周辺の街並みということを見ると、この点ももう少しきついルール作りをして、色も先程の外壁のように、こういう色が良いとした方がよいのか、それとも、やはり商売に関わるのでそこまでやらない方がよいのか。

委員：JRの駅舎と濃飛バスの建て替えが実際問題すごく重要になってくる。この2社とは十分に議論しないとここだけで決めても実効性がない。駅舎とバスは非常に大きなポイントになってくるので、そういう部分も大事だなと思います。

部会長：公共空間部会にも関わってきますが、民有空間部会としてぶつけるためには、色も次回までに決めて、それをいろいろな方面の方に提案していくということは、駅周辺を1つにまとめるには良い方法かと思います。看板については、模式図を書いてもらい、色なども提示していただけるか。突出広告についても、壁面から幅は50cm突き出してもよいとありますが、軒下だけに止められるようにし、道路には突き出さないように決めることもできます。街並みを見ていて、意外と一番景色がきれいかきれいでないかは、突出広告と地上広告、置き看板のあり方になると思います。これだけは決めておいた方がよいということがあればお聞きしたいと思います。

委員：突出看板で表示面積は1㎡以内とあるが、集合の場合は1個辺りが1㎡以内か、全部が1㎡以内か。

事務局：全体で1㎡以内として提案しています。

委員：例えば集合ビルの場合に、4社とか5社入っているときに、それぞれ集合として作っていただくなかで、全て1㎡ということになると、例えば4社が入った場合、1個辺りが0.25㎡になる。その点についても検討をお願いします。

部会長：潤いのあるまちづくり条例では表示面積15㎡になっている。1㎡で全部補う看板のまちなにしても良いのではないかと、そのような点を考えてみて下さい。置き看板については、のぼり旗は設置しないとあるが、個人的意見としては置き看板はきれいなものではないので、置き看板は原則禁止でもよいかなということもあります。

事務局：地域によっては禁止されている所も結構あります。

部会長：ヨーロッパに行くと、古い街並み、伝統的な街並みのなかに看板が突き出している所がいっぱいありますが、意外と景観は良い。それは、アルファベットの26文字だけで構成されているという統一感があるからです。日本の場合は、アルファベット、日本語、カタカナが

あり、文字が氾濫すると意外と景観がきれいでなくなります。大胆な言い方をすると、漢字とひらがなだけで全ての看板を作ると意外と景観的には統一感がある。文字の使う種類を考えることでも看板の統一感は出せます。それから、看板の色も何かしら統一していくと、街並みが自然と統一されると思います。事例を見ていただくと、色や使う文字は意外と街並みを統一するには良い感じがします。そういうところまでルール作りをするかしないか。海外は、突き出させる部分のアーム部分のデザインが良いです。日本は堅いフレームです。そういうことを決めるなど、そのような点で気づいたことを取り入れたらよいのではないかと思います。

委員：突出は敷地外だといけないのですか。

委員：道路に出す場合は本来は道路占有が必要です。普通、占有料を払い、許可がおりるものについてのみ設置ができます。道路管理者で調べる限り、看板で道路占有が出ているのは少ないと思います。

委員：許可があればどれだけの幅でも道路に出してもいいのですか。

委員：基準はあります。何十cmまでとか、道路管理者が決めます。

部会長：突出広告というのは、自敷地内だけであればよいが、道路上はいけないということをしつかりとうたうことが必要です。

ただ折角なので、自敷地内でも景観上はきれいではないので規制したい。例えば自分の敷地内でも軒下から外には出さないようにしましょうという言い方しかないと思う。

事務局：置き看板については、はじめから無しとした方がすっきりして良い。

委員：飾り看板のセンスの良いものを壁面に取り付けた場合、壁面広告になると思うが、地色と壁面と同色にということをやると、飾り看板を壁面広告にするという選択肢が少なくなる。選択肢をなくしてしまうのは少しつらい。

部会長：原則として置き看板は設置しないものと、設置してもよいものをもう一度整理して、最終のルール方向を決めたいと思います。突出看板は原則として道路歩道上はいけないとしてよいと思います。看板については次回最終確認ということでよろしいでしょうか。

工作物については、駐車場、自販機、建設設備、プロパンの管理などについてです。お金がかかるものなので、絶対に行うということになると市の協力が必要になってくるかもしれません。方向として、打ちだしておいてもよいかなという気がします。

委員：自販機については直接ということは横向けであればよいということですか。

事務局：通りに向けて設置しないという提案です。

部会長：自動販売機メーカーからのレンタルがあるということですか。

事務局：現在では、自動販売機も景観に配慮されたカラーのものが製造されていますので、新規に設置する場合は積極的に取り入れたらと思います。

部会長：自動販売機もいろいろな色があったり、各地域での色があったりする。見本を提案していただければよいと思います。プロパンが気になります。目隠しする方向で何かできたらよいと思います。お勧め的なイメージで載せておくか、ここまで必要ないという形でいくか。

委員：メーカーも考え出すのではないかと思います。

部会長：工作物のルールまで原則として行うかしないか。

委員：建設設備については、このようにしましょうという言い方でよいと思います。

部会長：自販機は駅周辺にここまで必要か。逆に言うと、どうしても自販機が置きたければ、建物

の中に埋め込むような形の自販機の方がよいとか、そのようなルールの方がよいと思います。

事務局：初めからビルの中に一体化されているものもあります。

部会長：極力薄型で対応するとか。あまり色とかは難しかもしれないので、もし設置する場合はこういう方向でというあたりで第一段階はとめておいてもよいかという気がします。

事務局：直接、道路に面して設置しないという表現よりは、建物の中に組み込んでいけるというような方向がよいでしょう。

部会長：強制というとお金がかかるので、なるべくそういう方向で、できることはやってほしいという形の言い回しになると思います。人目につく所で、プロパン、空調室外機が出る場合は、このような物で目隠しをすると街並みがきれいになりますというような感じで表現していただくとよいと思います。飛騨木工連合会では、プロパン、室外機の木工の目隠しを間伐材で考えていこうかという話もありますので、進んでいくとよいなという感じをしています。載せるとしても、表現を柔らかくということによいでしょうか。駅周辺の街並みを統一することは、イコール価値が上がるということで、地価に影響してくる。ルールはなるべく多く決めておいた方が街並みがきれいになることによって、自己資産分の地価が高くなるということもあります。灯りも色温度の低い柔らかい光を積極的に採用するとしたらどうでしょうか。ここまでは市としても規制はできないわけですね。まちの灯りとかは地権者方の範疇になるわけですね。

委員：工作物、灯りはそのようになってくると思います。

部会長：灯りが統一されると夜景の景観がきれいになってくる。入れておきますか。

委員：指針として入れた方がよいのではないですか。

部会長：特に点滅する照明は使用しないということは原則としてよいと思う。方針として入れておくということによろしいでしょうか。最終案をまとめていただいて、今度は言葉の言い回しの部分になると思います。設置しないとするのか原則として設置しないとするのか、しないとするのか、そういうことになってくると思います。電柱を使った場合も入れていただいく。次回部会の予定はいかがでしょうか。

事務局：10月下旬ぐらいで行いたいと思います。

部会長：その後にはまちづくり協議会を行うということですか。ガイドライン案は冊子みたいなイメージにしますか。

事務局：その後にはまちづくり協議会を行いますが、まだ冊子にする段階ではありません。

事務局：シャッターの件ですが、シースルーシャッターにすると、3分の1、上限は45万円まで。ショウウィンドウは6分の1から3分の1程度によります。高価なものと、3分の1まで補助され、軽い物ですと6分の1で、上限は45万円まで、6分の1はもう少し下がるということ。対象エリアは、駅周辺は全て入っていますので駅西も大丈夫です。

部会長：ルール作りの中に、決まっているものがあれば、例えばシースルーシャッターを極力設置するとして、補助についてもあげておきましょう。

委員：商店のエレベータにも補助がつかます。

委員：福祉のまちづくりの方で公共的な施設に対して補助がつかます。

部会長：補助を入れていただくとやる気がでますので。次回は方向をしっかりと、最終に近いものを作りたいと思いますので、事前配布をお願いします。

委員：駅西は、電柱の地中化はできないのか。

事務局：駅西は、歩道がある所は基本的に全て地中化です。あまり電柱の看板はあり得ないと思っています。今、予定していますのは、歩道のある所ですので、駅前通りと、6mの区画道路では地中化はしていないので、その部分は残ります。NTT、中電さんには電柱は極力減らして欲しいとお願いして、かなりの本数を減らすよう努力していただいています。道路には立てさせないということで中電さんには言っております。

部会長：他にご提案、ご意見がありましたら電話などでも結構ですので事務局にお願いします。最後に、本日も中部地方整備局の方におこしいただいておりますので、ご意見などをお願い致します。

委員：まちづくり協議会の委員の一人で参加しており、検討部会ではオブザーバーという形で参加しております。このガイドラインは現実的で、実行性のあるガイドラインになる感じがしています。形態にまで踏み込みいろいろ規制のあるガイドラインは、自由度を失って陳腐なまちになるという事例もあります。形態まで踏み込んでいない、色、工作物、看板等について非常に実行的なガイドラインという感想を持ちました。北海道開発局にいたときは、江差町でマンセル表による規制をきちんとしうまくいっているような感じがします。伊達紋別は、色を規制していますが、形態まで踏み込んでおり、三角の破風を必ず付けなさいという規制になっており、おもちゃ箱的、おとぎ話的な街並みになってしまっている。浜松市において、条例のなかでは、色については原色を使用しないということできちんと決められているのですが、ヤマダ電気というところが黄色と赤を使い、住民の方が非常に反発を持っていて、規制できないガイドラインでは役に立たないのではないかとということがありました。ヤマダ電気の場合、純粋な赤や黄色ではないので原色ではないです。そういうようなことをきちんとガイドラインで規制された方がよいかという気がします。駅前地区ということであれば、是非 JR さんにも参加していただきたい。難しいとは聞いていますが、参加できないということであれば、ガイドラインを作る過程なり結果なりを JR さんに届けて説明するというところも行った方がよいかという気がします。色については、舗装面も非常に重要な気がしますので、考えていただければ非常にありがたいと思います。

部会長：それでは、本日はどうもありがとうございました。

《閉会》